

参考資料2

<WTO政府調達協定の適用を受けるサービスの範囲>

以下のウェブサイトに掲載されています。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page23_000836.html

<医療技術分野の自主的措置の適用を受けるサービスの範囲>

「医療技術製品（薬機法施行令別表第1に掲げる機械器具、医療用品及び歯科材料のうち動物用に用いられるものを除いたもの並びに薬機法第2条第14項に規定される体外診断用医薬品）」及び専ら「医療技術製品に用いるソフトウェア」の設計

<コンピューター分野の自主的措置の適用を受けるサービスの範囲>

コンピューターの運用及びメンテナンス、コンピューターデータ入力、コンピューターシステム開発（ソフトウェアの開発及びシステムインテグレーションを含む。）、コンピューターソフトウェアのメンテナンスその他の関連サービス

<電気通信分野の自主的措置の適用を受けるサービスの範囲>

1. 本措置における電気通信サービスは以下のものをいう。

(1) 電気通信機器（すべての種類の端末機器、交換機、伝送装置、無線通信装置、通信ケーブルをいい、特定の電気通信機器が排除されることはない。）に係る

- (a) 運用・保守サービス
- (b) システム・インテグレーション
- (c) カスタム・ソフトウェア開発
- (d) ネットワーク管理・運用
- (e) コンサルティング、マネジメント又は分析・調査

(2) その他サービス

- (a) 電子メール
- (b) ボイス・メール
- (c) オンライン情報・データベース取出し
- (d) E D I
- (e) 高度・付加価値ファクシミリ
- (f) コード・プロトコル変換
- (g) オンライン情報・データ処理

(注) (2) (a) ～ (g) は改正協定の附属書 I 日本国の付表 5 の分類による。

2. 将来生じる新たな高度又は付加価値サービスは、措置の対象と含めることとする。

※ 「高度又は付加価値サービス」とは、第 1 種事業者の伝送設備を使用し、以下のようなコンピューター処理を使用するサービスのことである。

- (a) 伝送される加入者の情報の内容、コード、プロトコルもしくは加入者が伝送するそれらに類似の部分の変換を行うサービス（単にネットワークの利益だけのために行われる変換はこの定義の範囲には含まれない。）
- (b) 加入者に付加的な、異なった、もしくは再構成された情報を提供するサービス
- (c) 蓄積された情報に対する加入者の相互作用を伴うサービス
（受信者への情報の蓄積及び自動配信サービスは、そのサービスが上記 (a) 及び (b) に記された処理を含んでいるか、もしくは蓄積配信機能が送信又は受信者に対して付加価値を提供している限り認められる。）